

離婚手続

離婚には、次の3つの方法があります。

1 協議離婚

夫婦間で離婚についての合意が出来ている場合。

離婚届に必要な事項を記入して、夫婦と成人の証人2人が署名捺印したものを市役所等に提出して受理されれば離婚は成立します。

必要事項とは、未成年の子の親権者、養育費、特別費用、慰謝料、財産分与などです。

2 調停離婚

夫婦間で離婚についての合意が出来なかった場合や相手の意思がはっきりしない場合。

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または夫婦で合意した家庭裁判所に離婚を求める調停を申し立てます。

夫婦間で離婚についての合意が成立すれば、家庭裁判所によって調停調書が作成されて離婚が成立します。

調停成立の日から10日以内に市役所等に調停調書の謄本と離婚届を提出します。

3 判決離婚

離婚調停が不調に終わった場合。

夫婦のどちらかの住所を管轄する家庭裁判所に離婚の訴えを提起します。

離婚訴訟の前に離婚調停を申し立てることが原則として必要です（調停前置主義）。

離婚を命ずる判決が確定すると離婚が成立します。

訴訟中の和解で離婚などに関する合意が成立した場合には和解手続によって離婚が成立します。

判決確定の日または和解による離婚成立の日から10日以内に市役所等に判決書の謄本、判決確定証明書または和解調書と離婚届を提出します。

国際結婚の離婚、有責配偶者からの離婚請求、性格の不一致、借金問題、健康上の問題、行方不明の場合等々色々なケースによって対応が異なりますので是非ご相談ください。